

平成30年2月4日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用を受けられました皆さまへ  
【第3報】

2018年2月16日

プレミア少額短期保険株式会社

平成30年2月4日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきましては、一定期間の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

- 弊社担当窓口：フリーコール：0120-983-333（受付時間：平日9:00～17:00）  
※ 携帯電話、IP電話からは申し訳ありませんが通常代表 03-5510-1101 へお願いいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
福井県	福井市(ふくいし)	2018年02月06日
	大野市(おおのし)	
	勝山市(かつやまし)	
	鯖江市(さばえし)	
	あわら市(あわらし)	
	坂井市(さかいし)	
	吉田郡永平寺町(よしだぐんえいへいじちょう)	
	丹生郡越前町(にゅうぐんえちぜんちょう)	
	<u>越前市(えちぜんし)</u>	<u>2018年02月13日</u>

(注) 下線は今回追加適用分

以上